

第2回
青森県原子力防災対策検討委員会議事録

平成23年10月13日（木）

青森県環境生活部原子力安全対策課

第2回青森県原子力防災対策検討委員会

平成23年10月13日（木）

14時00分から

アラスカ地下1階 サファイア

出席者 青森県原子力防災対策検討委員会

久松副委員長、浅利委員、片田委員、田上委員、田村委員、恒吉委員、
床次委員、久松委員、武藤オブザーバー（片桐委員代理）

事務局

名古屋環境生活部長、八戸環境生活部次長、工藤原子力安全対策課長、石井原
子力安全対策課総括副参事 他

- 議題（1）福島第一原子力発電所事故への対応に係る現地調査の概要について
（2）県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理について
（3）その他

配付資料

- 資料1-1 原子力災害対応に係る福島県からの聞き取り概要
資料1-2 原子力災害対応に係る富岡町・川内村からの聞き取り概要
資料1-3 福島県、富岡町及び川内村の原子力防災対応から見た課題
資料2-1 県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理
資料2-2 検討の方向性（原子力防災対策の充実強化に向けた取組）（案）
資料3 広域避難に際して留意すべき事項（案）
参考1 第1回検討委員会における主な意見等
参考2 第1回青森県原子力防災対策検討委員会議事録

午後 2時00分開会

○司会 定刻となりましたので青森県原子力防災対策検討委員会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます青森県環境生活部原子力安全対策課の三上と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、名古屋生活環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

去る8月に開催いたしました第1回検討委員会におきましては、本県における原子力施設の概要、県地域防災計画（原子力編）の概要及び国における今般の原子力災害への対応などについて御説明し、また、皆さまからは今般の事故への対応や、今後検討を進めていく上での重要な視点などについて御意見をいただいたところでございます。

本日は、福島県などの原子力災害対応についての現地調査の概要及び前回の検討委員会での御意見等を踏まえた論点整理と、当委員会の検討の方向性及び広域避難に際して留意すべき事項などについて御説明することとしてございます。

どうか委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 本日は、委員8名のうち7名の委員の方々にご出席いただいております。なお、片桐委員長は都合により欠席となっており、検討委員会の委員長は設置要綱第4の3の規定によりまして、副委員長が委員長の職務を代理するということになっておりますので、久松副委員長にお願いしたいと考えております。また、片桐委員長の代理として、日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センターから武藤重男様にオブザーバーとして出席いただいておりますので御紹介申し上げます。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に配布しておりますが、順次確認をお願いしたいと思います。配付資料といたしましては、議事次第、出席者名簿、席図、委員名簿、当委員会の設置要綱、続きまして、資料1-1として原子力災害対応に係る福島県の聞き取り概要、同じく資料1-2として原子力災害に係る富岡町・川内村からの聞き取り概要、資料1-3として福島県、富岡町及び川内村の原子力防災対応から見た課題、続きまして資料2-1県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理、資料2-2検討の方向性（原子力防災対策の充実強化に向けた取組）（案）、資料3といたしまして広域避難に際して留

意すべき事項（案）、それから参考としまして参考1、第1回検討委員会における主な意見等、参考2として第1回青森県原子力防災対策検討委員会議事録、以上お手元に配布しております。過不足がございましたら、お知らせいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、久松副委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○久松副委員長 本日委員長代理を務めさせていただきます久松でございます。よろしくお願ひいたします。片桐委員長が不在ということですので、今回は私が議事を進行することになります。それから、検討委員会のスケジュールでは、今回は、防護区域の拡大への対応ということで、大規模広域の避難対策に係ります避難経路、輸送手段、避難所の確保、それからSP E E D I情報の活用、スクリーニングレベルなど、避難者に対する医療対策などの避難対策を中心にいたしまして、前回の議論を踏まえ検討を進めていきたいと考えてございます。

先ほど名古屋部長からもお話がありましたように、今回の議事は、議事次第にございますように、まずは福島第一原子力発電所事故への対応に係る現地調査というのを事務局の方でしていただいておりますので、この概要についてお伺ひいたしまして、それから県の地域防災計画（原子力編）の修正に向けた論点の整理ということに入っていきたいと思っております。

早速でございますが、最初の議題の福島第一原子力発電所事故への対応に係る現地調査の概要についてということで、事務局の方からの御説明をお願いいたします。

○事務局 原子力安全対策課の山上と申します。座って説明をさせていただきたいと思っております。

議題1の福島第一原子力発電所への対応に係る現地調査の概要につきまして、資料1-1、1-2及び1-3により説明いたします。

去る8月29日から30日の日程で実施しました、今般の原子力災害対応についての現地調査の概要についてご報告いたします。福島第一原子力発電所の事故への対応状況につきましては、6月に原子力災害対策本部が公表しました原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書にもあるように、政府の対応状況については知ることができますけれども、福島県及び住民避難を担うこととなります市町村の対応状況については、よくわからない、というふうな状況でございます。今後、県のほうで県地域防災計画（原子力編）を修正するに当たりまして、現場の当事者である福島県の初動時の対応状況を把握することは必要である、というふうなことから、直接担当者から状況を確認することを目的に今回実施いたしました。

資料番号1につきましては、福島県の聞き取り概要についてでございます。地震発生後の福

島県庁の状況につきまして、地震発生後、県庁内は停電いたしまして、非常用発電装置が作動したものの、スプリンクラーの作動によりまして電源がショートし使用不能となった。このため、県庁内に災害対策本部を設置することができなくなり、県庁と道路を挟んだ自治会館に災害対策本部を設置し現在に至っております。

1の情報伝達につきまして、初動時の状況としましては、地震発生直後、東京電力からは原子炉の停止を確認した旨の連絡が県庁の原子力安全対策課の方にありました。また、10条通報、15条事象の連絡は、東京電力の職員が直接来庁しまして報告している。3月11日の19時3分に原子力緊急事態宣言が発令されたのですが、その際は国からの連絡はなくて、県の方ではテレビでそれを覚知した。国への連絡はつかなかった。という状況でございます。

(2) 避難指示に伴う情報提供につきまして、福島県では、原子力緊急事態宣言発令後、国から何も連絡がないことから、20時50分に半径2km、これは大熊町と双葉町を対象としておりますけれども、の避難指示を発令しております。その後、国は21時23分に半径3km圏内の避難、それから3kmから10km圏内の屋内退避を指示しております。この避難指示につきましても、福島県ではテレビで覚知している、というふうなことでございました。その後、消防庁の方から県の災害対策本部へ避難指示の連絡があった、というふうなことでございます。県から市町村への連絡につきましては、通信不能のため連絡できなかった、というふうなことでございました。

また、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定の際には、事前にオフサイトセンターの方から県に対して説明があった、というふうなことでございます。

2の避難関係につきましては、21時23分の最初の避難指示に係る避難につきましては、国が主導していた、というふうに県の方では申しておりました。3月12日の午前5時44分に半径10km圏内の避難指示に際しては、各市町村が独自にバスを手配し、また自家用車で避難しているところもあった、というふうに県の方では認識しておりました。災害時要援護者の避難につきましては、自衛隊、警察等の協力のもと、避難手段の手配などを行った、というふうに説明しておりました。

避難生活が長期化することについて、福島県では各避難所に避難所運営のコーディネーターとして職員を派遣、それから課題については、帰還できる見通し、それから元の生活へ戻れる判断材料が少ないことなどを挙げておりました。

3の事態の長期化・広域化につきましては、役場の代替施設として県有施設を提供、職員の派遣を実施していた。それから、モニタリング用の資機材については、福島県が調達していた、というふうなことでございました。

4番のモニタリングにつきまして、福島県では、3月12日から日本原子力研究開発機構 J A

E Aの支援のもと、モニタリングを開始しております。3月15日からは、20km以遠のモニタリングを福島県が、それから20km圏内のモニタリングをJ A E Aが実施しています。それが現在まで続いているような状況でございます。避難所でのモニタリングは実施していない、というふうなことでした。モニタリングポストの状況として、10km圏内にモニタリングポストが23か所あって、そのうち津波で4か所が倒壊、その他のモニタリングポストにつきましても、非常用発電機の燃料切れとともに停止したというような状況であった、というふうなことでございました。

5番の被ばく医療につきまして、スクリーニングについては、3月11日に被ばく医療の専門家の意見を参考にして、13,000cpm以上100,000cpm未満は拭き取り、100,000cpm以上は全身除染と決めた、というふうなことでございました。スクリーニングは、全国の自治体であるとか大学等の支援を得て実施していた、というふうなことでございます。

安定ヨウ素剤につきましては、今回は国から予防服用の指示はなかった、ということでした。これは、3月16日に20km圏内の避難者に対して指示を出すことを予定しておりましたけれども、16日までに対象とする避難が全て完了したために出さなかった、というふうなことでございました。なお、福島県では、平常時から10km圏内の6町村には安定ヨウ素剤を配布している、というふうなことでございます。また、3月16日については、安定ヨウ素剤を50km圏内、対象としては25市町村、150万人を対象でございますけれども、50km圏内へ配備することを決定し、国へ支援要請をしております。3月22日には、110万錠を確保して各市町村の方へ配備したというふうに聞いております。配布、服用については、いわき市で住民へ配布、それから三春町で配布、服用があったようだ、というふうなことを申しておりました。

その他といたしまして、被ばく管理につきましては、2次被ばく医療機関である福島県立医科大学から放医研への搬送が1件あった、というふうなことでございました。

6番のオフサイトセンターにつきましては、オフサイトセンターは地震発生直後から停電となりまして、隣接の県原子力センターへオフサイトセンター対応要員が参集、参集状況については詳細は不明である、というふうなことです。3月12日の午前0時に副大臣が到着、これは原子力センターの方に到着、というふうなことです。オフサイトセンターについては、高放射線の影響であるとか、通信の途絶等の理由によりまして3月14日から15日にかけて福島県のほうへ移動した、というふうなことです。移動後の体制につきましては、24時間体制で、県のほうからは5名から6名常に常駐している状況である、というふうなことです。移転後のオフサイトセンターの活動は、国からの報告を周知、それから情報共有を図っているというのが主な活動内容である、というふうなことでした。

その他につきまして、初動時に有効な通信手段としては、衛星携帯電話。福島県では災害対

策本部に3台ありまして、うち2台は東京電力との送受信専用として使用した、というふうなことでございます。県からの情報発信としては、知事出席の対策本部会議を土日以外毎日開催しまして、すべて公開でやっている、というふうなことです。この会議につきましては現在、月曜日と木曜日の週2回開催している、というふうな状況でございます。また、避難生活を余儀なくされている方々に対しましては、郵送にて情報提供を定期的を送っている。初期の頃は各避難所に県職員が出向いて、避難者一人一人に手渡していた、とのことでございます。SPEEDIの結果につきましては、3月11日にSPEEDIの管理運用をしています原子力安全技術センターから予測図面を1セット、これは風下方向が示してあるものでありますけれども、提供を受けまして情報共有を図ったものの、この計算結果図が風下方向が海だったために、以降のモニタリングには影響ない結果と判断した、というふうなことでございます。現在、福島県が行っている原子力災害対策の主な活動内容としては、除染対策、これは大学であるとか企業であるとかから提案している除染について検証している、というふうなことです。あとはモニタリング、事故収束に向けたロードマップの進行管理とのことでございます。以上が福島県からの概要でございます。

続きまして資料1-2、富岡町及び川内村の聴取内容について申し上げます。原子力災害発生後の状況につきまして、富岡町は、福島第一原子力発電所が立地している大熊町の南側に隣接しまして、福島第二原子力発電所が富岡町と楢葉町にまたがって立地している。半径20km圏内の避難指示で町の全域が避難対象区域となった、というふうなことでございます。

川内村は富岡町の西に隣接しまして、大熊町、楢葉町と隣接しておりますけれども、福島第一・第二原子力発電所のEPZには含まれない。半径20km圏内の避難指示で村の面積約4割、対象人口約1割が避難対象区域となり、残り全域が緊急時避難準備区域に指定されております。なお、この緊急時避難準備区域につきましては、9月30日解除されております。

1の情報伝達につきまして、初動時の状況としまして、富岡町には東京電力から、地震発生直後及び10条通報について電話連絡があった。原子力緊急事態宣言は、テレビから情報を得た。県、国からの連絡はなかった、というふうなことです。川内村については、国、県、東京電力からは連絡はない。というふうなことでございました。

避難指示に伴う情報提供につきまして、避難指示につきましては、富岡町、川内村とも国、県からの連絡はない、というふうなことでございました。

3月12日、富岡町では、午前5時44分の福島第一原子力発電所の半径10km圏内の避難指示及び午前7時45分の福島第二原子力発電所の3km圏内の避難、それから3kmから10km圏内の屋内退避の避難指示をテレビで見て、町内全域の避難を判断した、というふうなことでございました。その後、川内村と避難の受入れの協議を行いまして、受入れを決定している。その後、富

岡町は川内村へ避難するよう防災無線等により広報をしております。また、川内村では、18時25分に半径20km圏内の避難指示がありまして、それを防災無線で周知しております。その日のうちに川内村、富岡町は合同対策本部を川内村に立ち上げております。

2の避難関係につきまして、3月12日の富岡町から川内村への避難につきまして、富岡町では避難に際して住民広報とバスの手配を実施しております。富岡町の町民約16,000人に対して、町有バス8台しか手配がつかなかったために、富岡町では自家用車による避難を認めております。このため、川内村へ通じる道路において交通渋滞が発生しております。通常25分程度かかるところを最大6時間くらいかかった、というふうなことのようです。これは、当初県が最初の避難指示のために民間バスを確保したため調達ができなかった、というふうに富岡町は言っております。

残留者の確認につきましては、職員が地震、津波で避難している一時避難所を回って確認したけれども、戸別に住宅を回ることではできなかった。また、災害時要援護者に対する特別な対応はできなかった、というふうなことでございました。

受入れ先の川内村での最大の受入れ人数につきましては約6,100人で、食糧、水、衣料品、それから情報が不足していた、というふうなことでございました。

2番目の3月16日の川内村からビックパレットふくしまへの避難につきましてです。富岡町及び川内村は、3月15日11時に半径20kmから30km圏内の屋内退避指示を受け、ビックパレットふくしま、これは郡山市にある県有施設ですけれども、ここに全域自主避難することを決定しております。避難場所の選定につきましては、物流や駐車場の広さといった観点から選定した、というふうなことでございます。

輸送手段につきましては、自家用車とバス16台によって行った、というふうなことです。バスにつきましては、富岡町それから川内村の町有バス、それから富岡町の友好都市である埼玉県県の杉戸町のバスをピストン輸送で使った、というふうなことでございました。

ビックパレットふくしまでの最大の避難者数につきましては約2,300人、うち川内村村民は562名というふうな状況になっております。

事態の長期化・広域化に伴う影響につきまして、当初、避難者を把握する余裕はない。現在川内村の残留者につきましては、避難区域、半径20km圏内ですけれども、2世帯2名、緊急時避難準備区域に約200名いる、というふうなことになっております。避難区域の残留者につきましては、週1回物資を供給している、というふうなことでございました。富岡町については残留者はいない、というふうなことでございます。

避難所の運営につきましては、県から職員の派遣を受けまして、やっとルール化した、というふうなことでございました。

避難所には警察官が24時間常駐しておりますけれども、別に川内村と富岡町において避難者間のトラブル防止のためにガードマンを設置しております。

避難所敷地に役場の代替施設を設置しておりましたが、今後、富岡町は仮庁舎を別に確保する予定、それから川内村は当面ビックパレットふくしまで業務を継続する、というふうなことでございます。

ビックパレットふくしまにつきましては、避難所は8月31日をもって閉鎖しております。

3のその他につきまして、安定ヨウ素剤につきましては、富岡町では3月12日一時避難所において、副作用等の説明用紙とともに、希望者に安定ヨウ素剤を配布しております。服用の指示はしていない、というふうなことでございました。

それから国、県に対して要望として、国等の情報提供について、市町村に関わる情報なのに、市町村に対する説明よりマスコミ報道が先行するため、内容を把握しないまま住民対応しなければならず、対応に苦慮している、というふうなこと、それから川内村からは緊急時避難準備区域の解除に向けて、国から復旧計画の策定を指示されているけれども、除染の仕方、基準等が定められておらず、計画策定に苦慮している。国が先に基準等を示すべきだ、というふうなこと、その後、川内村は復旧計画を国に提出しております。以上が富岡町、川内村の聴取内容でございます。

続きまして資料1－3、これは福島を始めとする原子力事故への対応について聞き取り状況を踏まえまして、課題について検討の方向性として整理したものでございます。情報伝達につきましては、停電等による通信の途絶から通信設備の多重化、災害に強い通信基盤の整備や通信途絶を想定した連絡体制の整備が考えられること、避難関係につきましては、今回の原子力災害において想定していなかったことや、計画には規定していたが、実際には対応できなかったことなど踏まえまして、応急対策における責任所在であるとか役割の明確化、広域避難を想定した避難計画の策定、災害時要援護者に配慮した避難計画策定、それから輸送体制の確立、広域的な応援体制について検討が必要なのではないか。それから事態の長期化・広域化につきましては、避難が長期化することへの対応、住民に広がる放射能への不安に対して、役場機能確保などの行政機能の支援や正しい知識の普及・啓発が考えられる、というふうなことでございます。

モニタリングにつきましては、モニタリング体制の確立、緊急被ばく医療については、スクリーニング体制の整備、ヨウ素剤の予防服用手順の確立などが考えられる、というふうなことです。

オフサイトセンターにつきましては、現在国において、そのあり方が検討されているところですが、住民広報につきましては情報の入手がテレビ・ラジオが主体の情報源であったことから、

緊急時にはメディアとの協力体制の構築が必要と考えられることとして整理いたしました。議題1の説明は以上でございます。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。ある意味非常に生々しい情報でございます、しかも県も市町村も、情報が全くない中で決断をしなければいけなかった。というところが伝わってきますが、今の御説明につきまして何か御意見ございますでしょうか。

○床次委員 避難指示というのが国からあるというのはテレビで得ていた。それで知った、ということなのですが、国と県と市町村、その三者の関係というのでしょうか、その指示の系統というか流れというのが、現場にいても、今回の福島ではよくわからないと思ったのですが、そういうところは明確に、誰に対して指示をしたのか、ということが必要じゃないかな、認識が必要じゃないかな、というふうに思います。

○久松副委員長 これについては何かございますでしょうか。

○事務局 通常ですと、国のほうで緊急事態宣言を発出した後に県に対して避難の指示というものが参ります。それを受けまして、県のほうで各市町村に避難指示、具体的な市町村の集落ごととか、具体的な避難の範囲とかを示して、市町村のほうに指示する、という流れが今までの通常の流れでございます。

○久松副委員長 JCO事故以降、国が前に出て対策をします、ということになってございますので、基本的には国、県、市町村という流れで事は進むべきものと思います。ただ、これを見ますと、なかなか国からの情報が県に伝わってこない。いろんなインフラが壊れてしまっているんで伝わってこない。伝わってこないけれども、県としては何かの決断をしなければいけない。特にこの資料1-1の1情報伝達にございます(2)なのですが、避難指示に伴う情報提供について、ここのところを見ますと、国からは連絡はなかったのだけれど、半径2kmでまずは避難指示を発令しました、と、県がこれでやっているのですが、こういう対策をせざるを得なかったというのは非常に厳しい事態であったのだらうと思いますね。

○事務局 ちょっと今、説明が舌足らずだったかと思うのですが、まず、国からは県のほうに市町村に避難指示をするように指示がございまして、それを受けまして、県知事が市町村に対して避難をするような指示をするということになります。

○片田委員 今のご報告を伺いますと、県、市、町もこの情報がない中での混乱というこの状況が手に取るようにわかるわけなのですが、この原子力の災害の対応というのは情報がすべてです。事象が見えるわけではないので、情報がすべてということになります。情報ソースは何かというと、やはりこれは東電だとか電力会社だとか、国の各機関、いろんなところからの情報に委ねるよりしょうがないわけなのですが、今回、国で今、検証作業を進めております。もうすぐ検証結果の中間取りまとめが出てまいりますので、それをよく精査していただき、こちらに反映するという姿勢がひとつ重要かと思えます。僕は検証委員会ではなくて検証チームのチームリーダーとしていろいろ検証作業をする側に入っているのですが、その結果は今ここでお話しすべき内容ではございません。お話しはしませんけれども、公になるものがまもなく出てまいりますので、その範囲の中でできる限り県の計画の中、また市、町の計画の中に反映していく、ということをして是非やっていただきたいというふうに思っております。

ただ、その中で、具体的内容には及びませんが、ざっくり、なぜ情報が出なかったか、ということについてお話をさせていただくならば、なんといっても津波だとか、災害そのものが大きくて、情報伝達の途絶が起こっている、ということ。そしてモニタリングポスト等も破壊されているような状況の中で、情報そのものが取れない。そしてそれを伝達することができない、という基本的な問題がひとつ大きな問題としてあります。しかし、それのみならず、というところは非常に重要なところとしてあると思えます。それは、どのような状況でどのような情報を誰がどのように伝えるか、という仕組みの部分で、情報発信者側がその部分の計画、対応というのを事前に十分に練っていたのか、というと、明らかに不十分だったとしか言いようのない事態がそこにはあるわけです。

そこで、これを踏まえて今、検証作業をやっているわけですが、その検証に基づく改善というのがなされていくことになろうかと思えます。もちろん県としても、その改善の方向性というのを見極めて、本当にこの原発を抱えた青森県ですので、この事態において、本当に情報が来るのかという、県として国や東電や様々な機関が情報発信することに対して、県として、これで本当に情報が来るのだろうか、という、どちらかというと、チェックする側ぐらいのつもりでその結果をよく精査していただきたい、というふうに思えます。

そして、その上さらに申し上げたいことは、県としてのモニタリングも危機管理としては何も情報がなくても、来なかったような事態においても、最低限、県でこれくらいは自前で把握できる、というような状況を整えることはできないものか。その辺の、県としてのモニタリング体制というのは、今現在どうなっているのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局 県の情報ということで、県のモニタリングデータの収集とか、今、施設周辺のモニタリングステーション、ポストにつきましては、自家発電を付けて、2、3日程度はデータが取れる状況にはあります。さらに、広域、例えば再処理施設については広域にモニタリングしていきまして、例えば15km以上とか、20kmのところには現在まだ自家発電を備えてございませんでしたが、今年度、自家発電を設置することで今進めておりますので、できるだけモニタリングデータというのは取れるような形で進めよう、ということにはしております。

○片田委員 今回のすべての混乱に共通するところとして、とにかく情報の欠落というのが根本になりますね。ですから、それは伝達できないという話だとか、あとはどういう仕組みで、意志決定権者は誰なのかというような、そのようなことを含めてなのですが、とにかく情報が県、市、町に伝わらなくて困りに困ったという様が、このヒアリングにも非常に表れておりますね。こうならないという状況ができあがるかどうか、というのが、今回のこの計画の正否の鍵を握るように思っております。そういう面では、もちろん、事が事だけに情報をいただかなければいけない、という部分はかなりの部分を占めるものですから、どちらかという受け身で情報をいただくのだ、ということではなくて、県とすれば、本当にこれで情報が来るのか、ということ逆を問いただすくらいの姿勢で、これから出てくる情報の出方、ということに注目していただき、そこを県としても精査していただく。本当にこれで大丈夫なのか、というのを逆にどんどん要望としてあげていくくらいの姿勢で臨んでいくことが必要じゃないかと思えます。加えて、危機管理としては、何も来なかったときのということを考えると、自家発電の仕組みも入れて、情報が集まるような形を自前でも整備されるという方向だったので、それはそれで結構かと思うのですが、最低限の情報は自前でも得られる。そして、その上さらにというところを、これから出てくる計画を県としてもよく見て、必要なところはどんどん国に要望していく、もしくは、国、東電をはじめ、関連機関に要望していくというスタンスを持っていただくことが必要かと思えます。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。片田先生の論点の整理をしたいのですが、先生がおっしゃいました情報発信者側の対応のことをおっしゃいましたけれど、その情報発信者というのは、端的には事業者とかですね、そういうところのレベルと考えてよろしいのでしょうか。

○片田委員 今回、事業者からしかるべき手立てをもって、保安院だとか、いろんなところに安全委員会だとかに出していかななくてはいけないわけですね。そこが、例えば、それに関連

するSPEED Iの情報だとか、関連する情報はいろいろありますよね。これがどのように出ていくのか。ということに関して、明確になっていない部分があった。というような問題が。

○久松副委員長 情報発信といったときに、一次情報の発信であるのか。それとも今、先生がおっしゃったのは、お聞きしているとどうも一次情報の発信者みたいな気がするのですが、ある意味、国も情報発信しているわけですし、県も情報発信するので、情報発信者側の対応ということで、県として、今これを考える時には、相手としては事業者であるとか、SPEED I情報の発信者であるとか、そういうことを考えておけばよろしいのですね、という確認をしたかったのですけれど、そういうことではないのですか。

○片田委員 そこは議論があると思います。

○久松副委員長 そこは違う。

○片田委員 一次データをもらって、それによる判断機能をこちらに持つのか。それとも、ある程度こちらが持たなければいけないかもしれない。また、向こうから二次データ、つまり対応情報にまで及んで出てくる情報もあり得ますよね。そういうことの整合をどうするのかという問題も、ちょっとここで検討しなければいけないのかもしれないと思います。そこは、ここでやることなのかどうなのかわからないですけども、いずれにしろ、今回は、すべての情報がまともに出ていない、ということの中での混乱が明らかになっている、ということなので、一次情報を受けて、ここで判断できるような仕組みをこの中で整えていく、という方向性を持つのか、それとも、そこはいただいた情報で対応する、という形に持っていくのかというのは、県としてどういう方向に持っていくのか、というのは議論があろうかと思います。そこはどうしましょうね。ということです。

○久松副委員長 なるほど。今のこの場では、そういう問題点をご指摘された、ということで受けたいと思います。

○浅利委員 情報伝達の初動のことなのですが、ちょっとよくわからないのですが、国から連絡はなかった、という話はわかりましたけれど、これは何で連絡がなかったのか、何がいけなかったのかを考えていかないと、次の改善に繋がらないと思うのですが。このとき県庁に行きましたけど、消防から連絡は入るような体制があるし、県庁と東京都の間は連絡がとれない

ほどではなかったはずなのですよ。でも、連絡が来なかったのは何でなんだろう。そもそも、こういうときの情報伝達は、どういうルートで行くことになっているのかを考えてみると、オフサイトセンターが原子力災害現地対策本部としてできるので、そこに情報が集約されて、そこから県に対しても、そこと国との間が直接行き来をしているので、そこから県に対して話が来るのかな、という理解をしていたのですが、そこが今回壊れてしまったがためにだめだったのか。それとも本来は、国のどこかわかりませんが、そこから直接県に対して連絡が来るようなルートがあるのだけど、それが壊れていたのかがちょっと気になるのですが。それによって、たぶん我々の今後の対策として、例えば、オフサイトセンターが中心的な存在になるとしたら、そこがだめな場合は、どういうルートでというような窓口を何か考えておかなければいけないだろうと思うのですが、いかがなのでしょう。

○事務局 これまでの体制ですと、国からの情報、指示も含めてですが、それはオフサイトセンターに国の現地本部、それから県、それから各市町村、関係機関が集まって情報共有しましょう、というオフサイトセンターの場に、そこに国のほうから情報が入ってきます。その情報をみんなで共有して、それぞれ自分のところに情報を流す、というのが今までの考え方でございます。

○浅利委員 そうすると、今回は、オフサイトセンターがやられてしまったのが、情報が動かなかった一番の原因だということで整理されるのかな、と思うのですが。

○事務局 それがすべてかと言われると、現地の状況はよくわかりませんので、通常の状態からいきますと、オフサイトセンターが機能を果たせなかったもので、そこで、やはり情報もうまく伝えることができなかったのではないかと考えております。

○浅利委員 わかりました。というのは、原子力緊急事態の宣言が出た。ということすら皆知らないで、テレビで見たということになってしまうと、やはり本来は相当まずいので、これは本気で、国が各県とか市町村に回そうと思えば、自衛隊の通信網は生きていましたし、そういうところをお願いすればどうにかできるはずなのに来なかったというのは、結局オフサイトセンターに機能が集中していたことがあるのだろうなと思いました。ということで、その機能を今後考えなくちゃいけない、というところもありますし、原子力緊急事態の宣言が発令されたら、今度はやはり情報をとる、という、今、片田先生がおっしゃられたような、そういうことをこの宣言が出されると同時に、逆に言えば電力のほうから15条事象の連絡については来庁

して報告があった。ということは、15条通報をした、ということ自体でスイッチを入れて、そこからはもう違うフェーズに入って、片田先生がおっしゃったように情報をとる体制を動かさなくてはいけないのではないかと感じました。以上です。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。

○田村委員 新潟大の田村でございます。私のほうからは、新潟県の経験から、ということで2つお話ししたいと思うのですが、1つは2007年の新潟県中越沖地震の時に、原発が被災をしたのですが、原発施設そのものではなくて、建屋、いわゆる付属建屋が火災にあう、ということが起こりました。その際にも県のほうは、国からやはり連絡がなかった、というのが実態です。その時の1つの問題は、事態が明らかになるまでは、オフサイトセンターというのは基本立ち上げないそうなのですね。というのは、オフサイトセンターを立ち上げる。ということ自体が、もう国が危機的状況を認めた、というようなことになるので、今回は間違いもなくオフサイトセンターは立ち上がる事態だったと思うのですが。いわゆる災害の種類によっては、直ちにそれが危機的事態かどうかを判断できないかもしれない。となると、国は、なかなかオフサイトセンターを立ち上げたら良いものかどうか、というところの、たぶん決断ですら時間がかかるのではないかと、思います。

基本的に原子力の問題については、素早く対応する必要がある、ということで、国が意思決定者となって実際に物事を決めていく、という仕組み自体は、また別の委員会のほうで御議論があるのだ、というふうに思うのですが、やはり、官邸のいわゆる地下で話し合われたことが、なかなか外に出づらい、ということもありますし、オフサイトセンター自体が機能するかどうか、ということもありますので、やはりそれについては、県として、情報をもっと直接いただけるルートの開発というのを体制面でやるのか、いわゆる個人面でやるのかはわからないのですが、それは非常に必要なことなのではないでしょうか。それが保安院のほうなのか、経産省のほうなのか。そういうところはわからないのですが、ルートの開発というのは非常に必要ではないか、というのが、新潟の大きなことに至らなかったことからひとつ明らかかなのかな、とも思います。

それからもう1点、今回の東日本大震災で、新潟県は福島県からの避難者を受け入れる側にあたりまして、かなり大多数の皆様方を受け入れる、ということをやりました。その時に、県内で実際に起こったことというのは、いわゆる広域の避難計画が、やはり明確に立てられていなかったもので、1回避難をして、そこでまた避難をしてという、何度も避難をする。この川内の事例を見ていると、わりと一度期に避難されたのかな、というような事例かと思うのですが、

その他にも、もしかすると、まだ、まとまっておられて良かったのかな、と思うのですが、他の町は実はまとまっておられずに、何回も避難を繰り返す間に、いわゆる集落が壊れてしまって、普段であればお互いに支え合う資源ごとに避難していただければ、もう後はそこにお任せしておけば、特に地方ですと地域力が高いですので、その資源を活用しない手はないのですが、それを分断してしまう、という結果が実際に発生しました。皆さんがよくご存じのとおり、新潟県庁に着いた時に、おばあちゃまといわゆるお孫さんとが、全然別のバスに乗せられて、全然別のところへ連れて行かれて大騒ぎになった、という事例もあつたくらい、やはり現場は混乱していました。ですので、考えたくはないことですが、もし青森で同じような事例が発生した場合は、やはり集落が壊れないように広域避難を考える必要がある。そうすると、もう逃げる相手先を特定しておいて、どこの町はどこへ、というようなところについても計画しておくことが、実際必要ではないか、というふうに思います。

それともう1点は、そういう事態が発生した時の、いわゆる県と受入れ県との関係性というものについても、実は今のところ、たぶん救助法の範囲を超えての運用になっているかと思うのですが、いろいろと課題があつて、なかなか横並びの県の状況で、おまけに福島のように混乱されていると、なかなかお話し合いもうまくいかない。ということであれば、その辺り、実際こうなったときにはこうしようか、というような協定についても、一般の災害時の応援協定だけではなくて、具体的に広域避難についての協定も結んでおかれるほうがよいのではないかと、いうふうに考えます。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。情報ルートの開発、ということが大変大事だと思うのですが、ぜひ、制度的にやっていただければと思います。

それから、広域避難につきましては、先生がおっしゃったような形、全くそのとおりだと思います。他にございませんでしょうか。

○久松副委員長 私のほうから、これまでの青森県の防災訓練ですと、避難住民についての放射線のモニタリングをする、というのは、常にやっておりますよね。要するに、避難のバスにモニタリングカーを付き添わせるとか、そういう形でやっているのですが。ところが今回は、避難住民についてはどうもモニタリングが全くされていないようでして、こういうときのためにやはり優先順位を決めておくべきだと思いますね。モニタリング資機材はかなり限られてしまうとは思いますが、一体何を優先するのか。住民の方の被ばく線量把握を優先するのか。エリアの把握を優先するのか。これについては、今ここですぐがいいということではなくて、要は、そういう優先順位を考えた緊急時のモニタリングの計画を持っておかないといけないのかな、という感想を持ちましたというのが1点です。

それから、あと私よくわかりませんのは、避難指示が発令された時に、全くモニタリング情報というのはきていなかったのですかね。これは、モニタリングポストが23か所あったのだけれども、うち4か所は津波で倒壊してしまっただけで、非常用発電機が起動しているの、ところが肝心の県庁はだめでございましたね。OFCも使えない。データはあるのだけど、集約する場所がなくて、全くデータが来なかったのか、ある程度データは来て参考にできたのか、その辺わかっておりますでしょうか。

○事務局 そのこのところ、詳しくは確認できていないのですが、地震によって23基あるうち4か所は津波で倒壊した。ということで、4か所分は完全に最初からデータが取れなかった、と思います。あとの機器については、自家発の燃料切れによって途絶した、ということなので、2、3日くらいはデータがあったのではないかと。そのデータ自体は、原子力センター、福島の場合はオフサイトセンターの隣接したところに原子力センターがございますので、そちらのほうで、情報は入手できたのではないかと考えておりますが、ただ、要員がどれだけ残っていたか、ということだと思っております。

○久松副委員長 そうですね、うまく連絡ができたかどうか。とか、いろんな問題があると思います。わかりました。はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○田上委員 すみません、1点だけ確認させて下さい。資料1-1の3枚目にあるのですが、下から4行目のところが気になっているのですが、SPEEDIの結果についてのところで、最後に、以降のモニタリングには影響のない結果と判断した、と書いてあって、これは意味が私はわかりかねるのですが。

○事務局 申し訳ございません。たぶんですね、SPEEDIの情報、放出量とかはわからないにしても、単位放出量でやったデータというか図形を入手したと思うのですが、その時は、風下方向が海だったということで、もらったデータですと、モニタリングをどうやるか、どの方向でやるかというのができなかつた。ここには影響しない結果と判断した、と書いてありますが、風下方向が海だったためにSPEEDIのデータを活用できなかった、ということではないかと考えておりますが。

○久松副委員長 よろしいのでしょうか。11日しか来なかったと解釈してよろしいのでしょうか。要するに一番大きな放出があったのはもっと後でございますよね。

○事務局 3月11日に、SPEED Iの予測図形1セットの提供を受けた、というような話で聞き取りをしております。何セットも受けたという話は聞いておりません。

○恒吉委員 ここに記載されている1セットというのは、3月11日の23時の計算結果でございます。23時の計算結果でございます、風速場の図形が1枚、大気中濃度2枚、それから空気吸収線量率の図形が2枚、合計5枚をメールで送っております。

○久松副委員長 それ以降は。

○恒吉委員 それ以降は送信されておりません。送信できなかった、という状況でございます。

○久松副委員長 わかりました。唯一これだけがきたということでございますね。

○恒吉委員 ちょっとはつきり覚えていないのですが、この23時以降の図形を送信した以降、1日くらい送れていないんじゃないかと思えます。それ以降は、送っておりますので、3月13日、14日以降については同じくメールで送信できております。

○久松副委員長 できているのですか。そうすると、一番放出のあったときのデータというのは、県は、一応SPEED Iの結果を参照できた、というふうに考えられますか。そうですか。

○各委員 それは違う。それはあり得ない。

○事務局 そこまではちょっと確認しておりませんので。

○恒吉委員 ちょっと、私も今はつきり記憶しておりません。申し訳ございません。

○久松副委員長 SPEED Iについては非常に大事な情報でございますので、ただこのSPEED Iの情報は、御承知のように、発生源のデータがなければほとんど役に立ちませんので、どう使うかはあの場においては非常に難しかった、ということは理解できます。それにし

ても、あったのか。なかったのか、というのは大変大事な問題で、やはり先ほどの情報のルートが多重化されて、大事な情報は多重化してくるような手段を設けるべきであろう、という先程のまとめのところにも繋がるのだと思いますね。はい、よろしいですか。

○田上委員 先ほどの、実は質問の意図というのは、このモニタリングには影響がない。というのが、先ほどの御説明ですと、モニタリングポストの位置とかをどのように配置するかということ判断するのに使われましたということですが、本来、これはたぶん住民の避難などの判断にも使われる材料なのかなと思ったので、ここはモニタリングだけにしか使われなかったのかしらと思ひまして、このような判断しかなかったのですか。という意味も含んでいました。すみません、紛らわしくて。

○久松副委員長 それはたぶんモニタリングだけに使うのではなくて、当然、住民避難にも使われたと思いますが、たまたま聞き取りを行われたときには、こういうご回答であったと理解できるのですが。

○事務局 そのとおりでございます。我々が聞き取りした時には、モニタリングにどのように活用したかということで、こういう答えが出てきたので、住民避難に関しては先程の国からの指示とかいろいろあった中で、SPEEDIをどう利用したかというところまでは聞き取りはしませんでした。

○浅利委員 青森県のルールの中で、こういう情報、SPEEDIの情報とか、そういうのが来た場合は、どこまで公開するとか、元々何かルールは決めていらっしゃるのでしょうか。ちょっとそこまでよくわからないもので。

○事務局 今まで、ということでお答えしたいと思うのですが、SPEEDIそのものの目的としては、やはりモニタリングを決めるための材料にすることが1つ、それから避難とかで、避難範囲や避難方向など、そういうものを判断するための材料とする、ということですので、元々は、オフサイトセンターなりで情報を共有し、判断の材料に用いるということですので、例えば避難の方向や範囲などを示せば、SPEEDIデータそのものは必要はないのだらうと思います。SPEEDIデータそのものを公表する、という方向には考えてございませんでした。

○浅利委員 僕もそうだろうと思っていて、これを全部、とにかく公開すればいいという、たぶん混乱を招いてしまいますので、ある程度の目安。今マスコミでは全部公開するのが当たり前のようになっていて、例えば、持っていたけど、出していなければ隠している、というふうに言われてしまいますので、その辺もある程度、ディスカッションしておかなければと思いますので。特に風向きというのは1日に何回か変わりますので、その度に避難所を変えなくてはいけないとなるのか、屋内退避をしていればいいのかという議論になるのか、それも踏まえて、何でも公開ということなのかは、ちょっと議論しておいたほうがいいと思いました。

○久松副委員長 はい。私も個人的には全く賛成でございます。SPEEDIのデータは、全部出してしまったら、発生源情報がございませんから。実際発生があった時のSPEEDIデータを使わないと、全く避難の役にも何にも立たないわけでございますから、あれを全部出してしまって、各自ご判断下さいというわけには当然いかないう性質のものだと思います。そこはやはり、発生源情報と付き合わせした上で使わないといけないものだと思いますので、全く浅利先生のおっしゃるとおりだと私も個人的には思います。

○床次委員 SPEEDIのことなのですが。放出源情報がわからないと運用できないというか、使えないということは、例えば、もし事故があった時に、放出源情報が取れない場合もあり得るわけですね。

○久松副委員長 はい、今回はそうでしたね。

○床次委員 今回はそうですね。そうすると、検証には使えるかもしれないですけど、その時に使えないということですね。

○久松副委員長 たぶんですね、正門前のモニタリングポストが1つ生きていましたから、東電さんの、あれのデータと噛み合わせれば、ある程度の発生源の、あそこがものすごく上がった時に発生したと見なして、その時のSPEEDI予測を使うことはできたのだろうと、後知恵、全く後知恵では思います。ただそれを、あの緊急時に誰かがそういうことに気がついて、すぐSPEEDIの拡散予測を使えば大丈夫だということ言うことができたかという、その辺はどうでしょうね。何か情報をお持ちですか。

○恒吉委員 SPEEDIは、基本的には施設の建屋の中で事故が発生した時に、建屋から

外に放射性物質が出てくると、いわゆるスタックを通して出てくる、ということを基本に作られております。従いまして、きちんとした形で放射性物質が出てくるということであれば、放出源情報というのがわかりますので、それをきちっと計算いたしまして、絶対的に被ばく線量等の数値が出てくるわけですけれども、今回のように、建屋が壊れてそこから出てきたという時のことを想定しておりません。したがって、事業者としても、恐らく放射性物質がいくら出たかというのは、正確な数値というのは掴めていないのではないかと思います。したがって、SPEEDIでは正確な計算結果が得られなかった。今回は、今副委員長が申されましたように、ある地点、地点の線量率等のデータから逆算して、放出量を安全委員会さんのほうで計算されたというその数値をもって3月23日に発表された、という形になってございます。

○床次委員 例えば市民が避難する時に、避難先が20km超え、30km超えて避難をする。そうした時に、その地域が放射能で汚染されている、という場合もあり得るわけですね。ですから、避難したほうが被ばくする可能性があるということもありますから、そういった事態にならないように何か考える術というか、何かないかなと思います。

○久松副委員長 それは全く、本来であればSPEEDIが役目を負うはずでございますし、先程、私が申し上げましたように、住民が避難する際に、避難していく住民に付き添ってモニタリング要員が行く必要が、たぶんあるのだらうと思います。それで先程、何のモニタリングを重点にするのか、順位付けを予め決めておいて、こういう場合にはこれが最重要です、何はなくとも、これだけはやりましょう、というような順位付を行っておかないといけないのだらうという話に結びつくのかなとも思います。

○片田委員 放出源情報がなくても原単位で、地形情報と風情報だけで、どちらの方向に今行っているのかというのはわかるわけですね。ですから、避難の活用という面では、原単位情報、おそらく計算されておりましたよね。

○久松副委員長 それはあるのですが、要するに、いつ出たかわからないと、結局、今回はいつ出たかわからなかったのです。どの図を使えばいいのか。ずっと風向きが一定とは限りませんから、どんどん変わっていきますよね。ということで、原単位で計算した図がいくらあっても、じゃあどの図を使うのかという話になるのです。

○片田委員 タイミングの問題ですね。

○久松副委員長 タイミングの問題です。それがあるので、発生源情報がないとSPEED Iというのは、非常にはっきり言ってどうしようもない、ということになります。ですから、発生源情報がなくなってしまうたら、何とか発生源情報を掴むような、先程申しあげましたように、モニタリングポストの値の急変とか、そういう情報を引っ張ってきて、このタイミングで、たぶんどーんと出たのだろう。じゃあこの図を使いましょう、ということに。

○片田委員 タイミングですね。

○久松副委員長 そうです。

○片田委員 それは使おうという姿勢があったらできたということですよ。

○久松副委員長 後知恵ですよ。後知恵でしたらそうです。

○片田委員 そうということですね。教訓ということになりますかね。このような利用ができるのだという教訓を得たという。

○久松副委員長 他にございますでしょうか。

○浅利委員 この情報をどうやって活用するかというのはすごく難しく、ほとんどの時間帯が海のほうに風が向いていて、ある時間帯は東京方面に向いて、ある時間帯になったら、1日のうちで今度は福島の方へグーッと向いた。最終的に、後から考えたら福島の方を向いた時に出ていたのだろうな、という話になって、福島とか、あっちのほうが高線量が高い、と言われてはいますが、その風向きのデータは1時間おきくらいに取れるはずなので、そうすると、風向きを見て、全部ただただ発表していたら、皆さんは大混乱になると思うのです。そういう時は情報の専門家たちはどういう扱いをしていくのか。重み付けがその現場ではできないのですよ。1日に3回くらい風向きが変わると、そのたびに民族の大移動みたいになってしまっは困るので、そういうのをどうしたらいいのかな、といつも疑問に思っていたのですが、何かお知恵があれば教えていただければ。

○久松副委員長 それはなかなか難しい。

○浅利委員 全てデータを発表していたら、みんなが混乱し、そこはやはり専門家たちが、この風がやばいですよというのを判断しないといけないので、今先生がおっしゃったような、その時に、どのデータを採用していくか、ちゃんとやっていかないといけないなと思うのですけど。

○久松副委員長 それはなかなか、ちょっとすぐ今ここでというような結論の出るような話ではないと思います。すみません。

他にございますでしょうか。時間が多少おしてまいりましたので、よろしければ、議題の1につきましてはこれで終わらせていただきまして、議題の2に入らせていただきたいと思えます。議題の2でございますが、県の地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理について、資料を基に、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 議題2の県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理について、でございます。資料2-1及び資料2-2により説明のほうをさせていただきます。資料2-1は前回の検討委員会における意見等を踏まえ、それぞれの検討項目について論点整理したものでございます。整理した論点につきましては、検討を進めていただきまして、県地域防災計画（原子力編）の修正に当たり、考慮すべき事項として整理していきたいと考えております。その整理をしていきたいものとして、資料2-2検討の方向性になります。当検討委員会では、県地域防災計画（原子力編）の修正を行うに当たりまして、今般の原子力災害を踏まえ、原子力防災対策上の課題であるとか、見直しの方向性等の検討を行うこととしております。資料2-2の検討の方向性として、今後整理、取りまとめをしていきたいと考えております。資料2-2は、そのたたき台として事務局（案）として提示したものでございます。今後、検討委員会の回を重ねるごとに、検討し整理した事項について検討の方向性として整理しまして、内容の肉付け等をしていきたい、というふうに考えてございます。

資料2-1のほうに戻っていただきまして内容をご説明します。前回の検討委員会におきまして、災害想定につきましては福島レベルの事故を想定する。複合災害は考慮すべき事項の一つとして整理すべきである、というふうなことでございました。

情報伝達といたしましては、緊急時における情報伝達の手段はどうあるべきか。それから緊急時には何をどう伝えるべきか、というふうなことでございます。

災害時要援護者につきましては、災害時要援護者が円滑に避難するための支援や避難所等に

おける支援についてどうあるべきか。というふうなことでございます。

SPEEDIにつきましては、SPEEDI情報の効果的な活用を図るべきである。というふうなことと、SPEEDI情報の情報提供に際しては、その情報が及ぼす影響を考慮すべきである、というふうなことでございます。

緊急被ばく医療につきましては、スクリーニング体制の整備が必要である、というふうなこと、国との支援体制であるとか、除染の科学的根拠はどうあるべきか、というふうなことが検討されるべきか、というふうな形で考えております。安定ヨウ素剤の予防服用の手順の確立が必要である、というふうに、県の関与はどこまでができるのか、というふうなことでございます。

モニタリングにつきましては、モニタリング体制の整備が必要。これも国の支援体制がどうあるべきか、県の役割は何か、というふうなことになるのかなという形で考えております。モニタリング結果を情報提供する際に、何を考慮すべきか、というふうなことでございます。

オフサイトセンターにつきましては、オフサイトセンターが機能喪失した事態を想定した対応について、何を検討すべきか、というふうなことでございます。以上が前回の論点整理というふうなことで整理させていただきました。

続きまして資料2-2のほうですけれども、先ほども申し上げましたとおり、検討委員会で論点整理し検討したものを検討の方向性というふうなことで、県地域防災計画（原子力編）修正に際して、留意すべき事項として取りまとめるもののたたき台としてお示ししたものでございます。よって、前回の検討委員会での御意見等がなかった事項についても記載しております。また、足りない事項もあるかと思えます。一応、事務局（案）として考えた事項といたしましては、情報伝達・避難指示の伝達。これにつきましては通信設備の多重化、災害に強い通信基盤の整備、それから通信途絶を想定した連絡体制の確立。

防護区域に拡大に伴う広域避難の実施につきましては、避難所の確保、それから輸送手段の確保、それからSPEEDI情報の活用。災害時要援護者の支援について実効性の担保。それから自家用車使用の是非、というふうなこと、それから広域的な応援態勢の確立、というふうなことを考えております。

緊急時モニタリング体制の整備につきましては、全県を対象とした広域の緊急時モニタリング体制の確立、それに伴う資機材、人材の手当、それからSPEEDI情報の活用、モニタリング結果の情報共有、というふうなことでございます。

スクリーニング体制の整備につきましては、広域避難者に対するスクリーニング及び除染の実施、関係機関の協力体制の確立を想定しております。

緊急被ばく医療体制の整備につきましては、防護区域拡大を前提とした緊急被ばく医療体制

の検討であるとか、安定ヨウ素剤の予防服用手順の確立というふうなこと。

行政機能への支援につきましては、役場機能の確保であるとか、職員の派遣、というふうなことです。

代替オフサイトセンターの整備、これは国へ提案すべき事項なのかなと思いますけれども、原子力災害によりオフサイトセンターが機能喪失することを想定したもの、というふうなことで考えております。

情報の発信、広報につきましては、テレビ、ラジオ、インターネット、HPなどあらゆる手段を活用した県民への広報、メディアとの協力体制の構築、それから情報の緊急性・必要性を考慮した広報、それから災害時要援護者に配慮した広報、というふうなことになっております。

正しい知識の普及・啓発につきましては、住民に広がる放射線の不安に対する正しい知識の普及・啓発、安定ヨウ素剤の服用に関する普及・啓発を想定しております。

原子力災害の長期化・広域化及び複合災害を想定した防災訓練の実施。それから原子力災害への対応としては、対応要員の実効的な動員計画の検討であるとか原子力災害対策本部、原子力現地災害対策本部のあり方の整理。それから複合災害への対応としまして、複合災害が起こった場合の対応要員の実効的な動員計画の検討であるとか、災害対策本部と原子力災害対策本部のあり方の整理など、というふうなことを今のところ想定として考えてございます。以上でございます。

○久松副委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○田村委員 1点、問題提起ということで聞いていただけたらいいかと思うのですが。災害時要援護者とは一般的に言うと、災害時に配慮が必要な人たち、一般の災害におきましてはやはり高齢者とか障害者というのがイメージの大半かと思うのですが、原子力ということに限って言うと、子どもさんとかのほうは被害が大きいのですよね。そうすると、避難の優先順位はもしかすると、いつもとは逆なのかもしれない。ということについての検討みたいなものはよいのでしょうか、ということです。

○久松副委員長 なるほど、大事なところですね。

○事務局 前日も浅利先生からも、特に子どもに関しては、ということで御意見をいただいています。やはり、こういう論点整理をさせていただいておりますけれども、前回、片桐委員

長のほうからも抜け落ちがないように。ということなので、抜け落ちがないようにいろんな項目を出していただいて、それを論点として深めていって、いろんな御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○久松副委員長 他にいかがでしょうか。

福島の場合は、県庁がやられてしまっていますが、県庁がやられてしまった場合も想定しなくてよろしいですかね。オフサイトセンターが機能喪失した事態は想定されておられるのですが、肝心の県庁のほう機能が喪失してしまった、というようなことは考えられませんか。よろしいですか。

○事務局 青森県庁は耐震構造、免震構造になっておりまして、自家発電もございますので、かなりのものに対しては有効かなとは考えておりますが、例えば県庁もだめで、現地もだめということにはあまりならないのかな。県庁と現地というのはだいたい60kmくらい離れておりますので、どちらかは生きて、活動できるのかなと考えております。

○久松副委員長 私が言いたかったのは、オフサイトセンターは無事なのだけれども、県庁の機能が喪失しても動きますよね、というところも同時に確認しておかなくてよろしいですか、というつもりだったのですが。両方いっぺんに全部やられたということではなくて。

非常に不思議だったのは、福島県で県庁のスプリンクラーが作動したのを契機にして、非常用の電源が全部使えなくなったということが、今御報告にありましたので、こんなこともあるのだなと思ったことが正直な感想なのですが、こういうことは是非ないようにしていただきたいということ、それはそれでよろしいのですが、何かの具合で県庁がこういうことになって機能が喪失してしまった。でも、オフサイトセンターは生きている。いかに県庁機能を代替させるかというようなことも同時に考えておかれたほうがいいのかと思った次第です。

○事務局 はい、ありがとうございます。県庁のほうの庁舎管理のほうとも十分連絡をとって、今回の福島みたいなことが起きないのかどうか、起きないようにする必要があるのであれば、何か対策をとってもらえるような形をとりたいと思います。

○久松副委員長 他によろしいでしょうか。

○床次委員 汚染の科学的根拠はどうあるべきかお聞きしたい。

○事務局 福島県においては、特例という福島ルール、というふうなことで決まったというふうには認識しておりますので、その基準について、本来どこが決めるべきことなのか、という部分が、国なのか、県なのか、それとも違うところなのか、そこらへんのところについて、というふうな意味でございます。

○久松副委員長 はい。福島の場合には非常にこの科学的根拠があってスクリーニングレベルを設定したわけではないのではないか、というふうに聞いておりますので、それはああいう事態ですから、やむを得ない緊急的な措置だったということはよく理解できます。我々が考える場合に、これから、じゃあそれでいいのかという点がありますので、そのところを少し考えておいたほうがよろしいのじゃないでしょうかというふうにお取りしたのですが、そういうことでございますよね。

はい、他にございますでしょうか。

○田村委員 気づくままにとおっしゃったので遠慮なく。新潟が一番苦慮したのは、あと安全情報の出し方なのですね。目に見えないものがどう修復したか。例えば、がれきだと撤去すると安全になりましたということが発信できるのですが、いわゆる住民の皆さんにも、それから国内の皆さんにも、たぶん実は海外にもいろいろと、今はネット社会で危険だという風評が高まるとその辺りは難しいというふうに思うのですね。なので、もちろん、何か事象が発生している過程もそうなのですが、それが終わった後、そこでまた暮らさなければならぬとなると、どこまで安全になったか、というところをお示しするところは非常に実は難しく、まだ、その方法自体はうまく確立できていないのが現状かな、というふうに思うところです。それに加えて、たぶん海ですとか、自然環境への影響みたいなものも、やはり今の世の中、記述しないわけにはいかないのではないかと思うので、その辺りについても配慮があってもよいのではないのでしょうか。

○久松副委員長 その点については。

○事務局 貴重な意見だと思います。安全情報というのは、今回も外国から見ると日本があまり情報を出していない、というような批判も受けていますので、それは国としても、今検証した上でその対策もとられると思いますし、県としても、どういうふうにして安全情報という形で情報発信していくべきなのか、ということもやはり検討していく必要があると思います。

海の汚染とか、何とか、そういう陸だけではなくて。というお話もちろんそのとおりだと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

○久松副委員長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○武藤オブザーバー 抜け落ちがないようにということで、そういう観点から2つほどありますけれども。1つは、この地域防災計画の対象が青森県内の施設ということで、今計画が練られていますけれども、茨城県なんかの場合には、福島県のそういうことでの対応というのはされているわけですね。そういう意味では、県外のそういう原子力施設のことについても何かしら考えておかななくてはいけないのかなというのが1つ。今、茨城県のほうでその辺のところを検討しているところもあるのですが、それともう1つは、環境モニタリング。先ほどオフサイトセンターの話がありましたけれども、環境モニタリングの件で言いますと、やはりモニタリングのバックグラウンドが相当高くなってくるような場所にある、そういう環境モニタリングセンターというのを考えなくてはいけないのかな。相当数の試料を処理しなければならないゲルマニウムとかで測るのですけれども、そういうローバックの対応のところの、そういうための施設というのは、何か別に考えなければいけないのか。その辺のところも考えておいたほうがいいのかという気はします。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。筑波でもゲルマニウム半導体検出器の測定で、バックグラウンドが上がってしまって測定に困ったという話もございますので、確かにその今の原子力センターですと、何か大きなことがあった場合には。というのもあるのですが、EPZがどのくらいになるか。ということはまた別の問題ですので、今の御意見についていかがですか。

○事務局 大変大きな問題かと思えます。確かにEPZが今国のほうで検討されていますので、そのような状況も踏まえながら検討していくことになるかとは思いますが。まず1つには県外の施設という言われ方をいたしました。これはEPZとか、そういうものを踏まえながら、必要があればということなのですが、こう見ますと、青森県の近辺では関係するような施設というのはあまりないのかなと考えておりますし、ただ、県の原子力センターにつきましては、再処理施設からおよそ9kmの場所ということで、従来のEPZであれば5kmですので、その倍のところにあつたのでございます。今回どのような、それもEPZになるかということもございます。そのようなことを踏まえながら、また検討して行きたいと思えます。

○久松副委員長 他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。そういたしましたら、その次に、その他となつてございますが、その他要領なのですが、今後、県が市町村に対して作成することといたしております避難実施要領につきまして、住民避難計画を作成する際に留意すべき事項として整理した、というふうに聞いてございます。これにつきまして事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 議題3その他について、資料3により説明をいたします。県では、万が一に備えまして、市町村が作成することとなります避難実施要領などの避難計画作成に資するため、広域避難の際に留意すべき事項を踏まえた手引書を作成したいと考えております。今般の福島第一原子力発電所の事故を踏まえたと、住民避難はE P Zの範囲を超えた広域避難が前提となっております。住民に対する避難指示の伝達でありますとか、避難誘導等の主体となる市町村が、災害の初動時に的確かつ迅速に避難に向けた対応ができますように、住民避難の計画であるとか、避難実施要領作成の際に留意すべき事項、検討すべき事項について整理することとしました。留意事項について御検討をいただきたく、事務局（案）として提案したものでございます。

留意事項といたしましては、避難の前提としまして考えておりますのは、避難は放射性物質が放出される前に完了させることを前提、というふうなことを基本として考えております。今回の福島の事案がそうでありますように、放射性物質が放出されている状況での避難の是非について、実際に放出されている中での移動等もあったというふうに理解しておりますので、何を考慮すべきか。その区域から避難することが優先させるべきなのか。被ばくしないことを優先させるべきなのか等について、意見をいただきたいと思います。

避難実施単位の検討につきましては、避難先での地域コミュニティーを考慮した避難を基本とすべきと考えております。

輸送手段の検討につきましては、集団避難を前提とした場合、輸送手段等につきましては、バス等の公共交通機関である、というふうなことを基本に考えておりますけれども、今般の福島での対応を考えますと、自家用車の使用についても検討していかなければならないのではないかな、というふうに考えております。

避難先の検討につきましては、災害発生後に避難先を協議、調整することは現実的には難しいと考えておまして、事前に広域避難を前提とした応援体制の構築が必要なのではないかな、というふうに考えております。また、それに併せて、救護所の設置であるとか、スクリーニング体制の整備についても併せて検討する必要があるのではないかな、というふうに考えてござい

ます。

避難に際しては、避難経路の検討としまして警察等による交通規制等、関係機関の協力が必要である、というふうに考えてございます。

災害時要援護者の検討につきましては、災害時要援護者が円滑に避難することができますように、関係機関の協力体制のあり方について。また、帰宅困難者であるとか旅行者の取扱いについてどうあるべきか検討する必要がある、というふうに考えてございます。

情報伝達の検討につきましては、避難等の情報を住民に確実に伝達するための検討をする必要がある、というふうに考えてございます。

服装、携行品の検討につきましては、被ばく防止のための服装であるとか、集団避難をする中で、避難の長期化に備えた携行品の考え方などについて検討する必要があるのではないかと、というふうに考えてございます。

最後ですけれども、避難者の把握の検討につきましては、行政による住民対策として避難者を把握することは重要であると考えておりまして、把握するための方法であるとか、残留者の確認を含めまして検討する必要があるのではないかと、というふうに考えてございます。以上、事務局（案）としまして留意事項を整理しておりますけれども、これに対する御意見、それから加える事項であるとか、留意すべき内容等について、ご検討していただきたい、というふうに考えております。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。先ほどのように、これは漏れがないようにということもございますので、お気づきの点がございましたら、是非お願いいたします。

○田村委員 災害時要援護者のところに、今回、たぶん福島では施設の避難が非常に大変で、やはり大量にいらっしゃいますので、その辺りを是非加えていただければ、というふうに思います。

○久松副委員長 はい、ありがとうございました。

基本的にモニタリングは県の責任ではございますが、市町村に簡単なそういうことを行わせる、というようなことは、とりあえずは考えないということでもよろしいでしょうか。

○事務局 避難の指示とかは、当然県知事から市町村長あてになされますけれども、実際の避難の実施につきましては、市町村が実施するということになりますので、我々は、その市町村がそういう避難計画を作成するためのマニュアルみたいなものを、我々はまず市町村に示し

て、それに従って市町村に動いてもらおうと考えております。

○久松副委員長 了解いたしておりますが、要は、何かあった時に、たぶん県のモニタリング体制だけでは本当に対応できるのか、という少し不安がございます。例えば、避難する方のモニタリングについては、市町村に負わせておくとか、お手伝いを予めお願いしておくとか、何かそういうことは考えられませんかねということでございます。モニタリングに関しては、一義的に県が行うということは理解しているのですが、その上でということなのです。

○事務局 それにつきましては、例えば、モニタリングにどれだけの労力が必要かということと、避難もどれだけの数が避難として動くのかということもございますが、まずは測定機器につきましては県が保有しておりますので、まずはそれを使って県の職員が同行するのが基本かなと。ただ、県の職員だけで手がまわらない場合、機器だけお願いして、市町村の職員の方にお手伝いしていただくということもあり得るのかなとは考えております。

○床次委員 今の話に関連して、先ほど久松先生が言われたように、例えば、避難する時にモニタリングできる人、測定できる人。恐らくこういう避難をする場合は、市町村の役場の人が誘導すると思うのですが、そういった人たちが、その任務にあたるべきかなと思うのですね。そうするとやはり、各市町村にそういう人たちが、そんなに測定というのは難しいものではないので、そういったトレーニングというか、1つの制度というか、システムとして組み込む、そういうことも必要じゃないかなというふうに思いました。

○久松副委員長 はい、私は、実はもうちょっと考えていまして、市町村に簡単なサーベイメーターを持たせたらいいのじゃないの、というところまで、それも検討次第ですけど。本委員会での検討をするのか、また別のところとするのかは別にいたしまして。というのは、いずれにしても、今福島の状態を見ていますと、結局避難された方の一番の不安は、私は一体どのくらい浴びたのだという、これに対する明確な答えがなかなか出てこないわけです。一体どのくらい浴びたのかという数字をやはり示してあげるといっては、極めて大事な住民の方に対するサービスといえますか、対策になると思うのですね。そこが少し気になっておりました。

○事務局 例えばサーベイメーター等につきましても、ある程度市町村のほうに貸与しておりますので、例えば、避難とかのそういう目的に使うために、ということで増やすことができるのであれば、増やすようなこともちょっと検討してみたいと思います。

○久松副委員長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○田上委員 「前提」なのですが、広域避難は放射性物質が放出される前に完了させることを前提と書いてあるのですが、この前提は、覆されることが多々あるのだろう、と思っはいるのですが、ここに前提として掲げておいていいのかしらと思っはいるのですが。

○事務局 おっしゃるとおり、覆されることが多いのかもしれませんが、前提としては、オフサイトセンターで検討する時に、やはりそういうレベルが高くなる前にとにかく先に避難して、影響がないようにしよう、ということですので、放出される前というのは言い過ぎかもしれませんが、影響が出る前には避難を完了させる、という姿勢でいきたいと思っはいます。

○久松副委員長 たぶん、それは今、田上先生がおっしゃったように、今度はその下のほうの放射性物質が放出されている状況での避難の是非、これに絡んでくるのだと思っはいます。是非を判断した結果、是ということになりましたら、それなりのことをしなければいけないでしょうし、非で屋内退避、ということもオプションとしてはございますので。そのあたりで、まずは前提としてはこうなっていますということで、しかしながらその下のほうで避難の是非というところがありますので、放出されている状況で避難するということになったら、それはその際の対策を、ある程度考えるのでしよう、ということのなるのかなと、明示的には書いてないのですが、含みは残っていますねということだと思っはいます。明示的に書くかどうかということは、ちょっと御検討事項ですね、ここは。

○浅利委員 前提という言葉が引っかかる。前提というより目標などではないか。

○久松副委員長 目標ですね、目標だとははっきりしていますね。前提にしてしまうと、おっしゃるとおりかもしれません。

○片田委員 今回の福島の場合などを県民は見ているわけですね。最初に出された情報が次々と覆されて、どんどん拡大していったりとか。そして、今現在は出ていないという状況下においても、非常に県民は不安の中でそのときを過ごすことになろうかと思っはいますね。今現在、避難に関わるところの県民の意識状態というものを、よく心得た対応というのを今後検討

しておかなければいけない、というのはあると思うのですね。特に、今回の次から次へと改定されていった。それも大丈夫といって大丈夫じゃなかった。というような状況が、次から次へと変わっていくということ。この問題と、もう1つは、避難がそんなつもりじゃなかったのに思わぬ長期化をしてしまうとかですね、一時的に、ちょっと行くつもりでとりあえず出掛けたらそのままなんていう、ああいうのを見ると、恐らく避難ということに対して非常にナーバスになっている状況があるのだと思うのですね。そこに対して、今回、その避難計画だとか、避難をどうするのか。ということを確認に県民に表明していかなければいけないと思うのですね。万が一の事態においては、県はこのような措置をいたしますと。特に長期化するとなってくると、家畜の問題だとか、離れることによって生じるデメリットというのがすごく大きいものですから、県民の安全を考えてできるだけ広めにとかですね、そうはいかない問題というところもあるわけです。これからこういった事態において、県が万が一の避難誘導をしようとする場合に、県として最大限必要なところを的確に、このような体制で皆さんに情報をお出しします、したがって逃げて下さいという、県民との信頼関係、県が出す避難情報に関する信頼性というものをどう高めておくのかという、これは決して青森県が悪いわけではなくて、福島今回の一連の対応の中でできあがってしまった不信みたいなもの、それまでも払拭した形で信頼を獲得しておかなければいけないという部分において、かなり十分に検討なされた後に県民の皆さんに対する事前広報ということ、出たときには腹括って逃げるんだという、そんな県民になっていただいておかないと、出した方がいいが逃げないという問題が非常に出てきてしまう。もしくはある一定の、本当にここだけ逃げときゃいいやというような僅かな状況であるにもかかわらず、過剰に県民が反応してしまうということもあり得るかもしれない。そういった面においても、情報の避難に関わるころの県民の信頼感を、どう高めておくのかということに大きな大きな課題があるという認識は持つておく必要がある、と思っています。

○久松副委員長 大変大事なところをご指摘していただきまして、ただこれは、達成もなかなか大変なテーマではございますが、それは頭において行動する、というようなことだと思います。ありがとうございました。

他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。そうしましたら、この議題はこれで終わりますが、若干時間がございます。本日の3つの議題を振り返っていただきまして、なお全体に少し言い残したとか、そういうことがございましたら受けたいと思いますので、どの議題でも結構でございます。よろしく願いいたします。

○田上委員 この時代に言うべきことではないのかもしれませんが、あえて言わせていただ

きたいのですが。今回福島レベルの事故を想定して改定をしていきます、というふうに書いてあるんですね。ただ、事故のレベルは小さいものから大きいものまであって、全てが全て、福島はたぶん最大限だとは思ってはいるのですが、そういうものを常に想定して装備を備えるとか、常に準備をしていく、というのは相当の努力が必要です。もちろん小さいものでもそれをカバーすることができる、大は小を兼ねますので、もちろんいいのですが、それをずっと維持し続けることの大変さというのを、やはり把握すること。そして、できればレベルごとに応じた対策の仕方、このくらいのレベルだったらこうとか。もちろんいろいろな事故の状況に応じて、いろいろな事業者さんからこのくらいの放出がありましたという報告を受けた時に、どのような対策をすればいいのかというのは、自ずとそのレベルに応じて決まってくるのだろうというふうに思いますので、必ずしも全部が全部、最大限を想定しなくてもいいのかなというふうに思います。ただ、信頼を得るためにはもちろんこれがいいのですが、本当にこれをずっと維持できるのかということもやはり考えたほうがいいのかというふうに思います。

○久松副委員長 たぶん対策の最適化をいかにするのだというところの問題かとも思いますので、たぶんこれも、今後の検討の中でそういう最適化についても気を遣いつつまとめていきましょうということだと思いますけど、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。若干早いのですが、さらに追加がなければ、これで終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。それでは本日につきましては、ここで意見交換を終わらせていただきたいと思います。

本日、各委員からいただいた御意見は、論点を整理した上で、また次回の委員会の時にお示ししていただくものと考えてございます。また、整理をするに当たり、必要に応じまして事務局のほうから各委員の先生方と、ご相談させていただくことがございますので、それにつきましてもよろしくお願ひ申し上げます。それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

○司会 委員長をお努めいただきました久松副委員長、大変ありがとうございました。これをもちまして、第2回の青森県原子力防災対策検討委員会を閉会いたします。なお、次回開会につきましては日程調整のうえ、後日事務局より御連絡申し上げます。本日はありがとうございました。